

ごみ処理施設・し尿処理施設

最終建設候補地について



御船町の古閑原・古閑迫地区に決定

ごみ処理施設・し尿処理施設
の建設候補地について

益城町、嘉島町、西原村、御船町、甲佐町、山都町および「益城、嘉島、西原環境衛生施設組合」、「御船町甲佐町衛生施設組合」、「御船地区衛生施設組合」で構成する熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会（以下「協議会」という）では、昨年6月、民意および専門的見地から建設候補地を評価するため、地域住民および有識者などから構成される諮問機関「熊本中央新施設建設候補地評価委員会（以下「評価委員会」という）」を設置しました。

その後、評価委員会において評価方法・基準などを決定し、公募・推薦によりご応募いただいた

建設候補地10カ所の適性評価が行われ、今年1月にその結果について協議会が答申を受けました。

最終建設候補地を決定

最終建設候補地の選定にあたっては、評価委員会の答申内容を最大限に尊重し、併せて本事業にとつて必要不可欠である地域住民や地権者との合意形成の難易度などを踏まえ総合的に検討を行った結果、このたび公募により応募いただいた中から、5月17日（木）の協議会において、「古閑原・古閑迫地区」（御船町大字上野）を最終建設候補地として決定いたしました。今後、地元での説明会を経て、速やかに用地取得に取り掛かってまいります。

新たなごみ処理施設の稼働時期は平成37年度を目標

なお、目標では新たなごみ処理施設の稼働時期を平成37年度としています。熊本地震や、その後の大雨などの自然災害によって各町村の財政状況は想定以上に厳しくなっているため、建設工事への着手時期については、各町村の財政状況を勘案しながら検討してまいります。（6月7日現在）

国民健康保険

医療費が高額になるときは限度額適用認定証の利用を

国民健康保険には、医療機関などの窓口での支払いが高額となった場合、後から町へ申請することによって自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を利用することで窓口での支払いが限度額までになります。国保被保険者で「認定証」の交付を希望する人はお問い合わせください。

限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。また、国民健康保険税を滞納している「認定証」を交付できない場合がありますのでご注意ください。

申請に必要なもの
国民健康保険被保険者証、印かん、マイナンバー（個人番号）が分かるもの

入院したときの食事代（標準負担額）減額について

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に標準負担額を自己負担することになりますが、住民税非課税世帯の国保被保険者はこの標準負担額が減額される制度があります。減額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することが必要です。

なお、減額の適用後、入院日数が90日を超える「長期入院」に該当する場合には、食事代の自己負担額がさらに減額されます。「認定証」と入院期間が確認できるものを準備の上、町住民生活課で手続きをお願いします。

申請は8月1日（水）から

平成29年度「認定証」の有効期限は、7月31日（火）までです。8月からは改めて区分を判定し、8月1日（水）から申請を受け付けますので、必要がある人は町住民生活課に申請してください。

入院などで医療費が高額になりそうなときは



詳しくは町住民生活課へお問い合わせください

町環境衛生課（町水道センター内） ☎096-234-1169

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

国民年金

ご存知ですか？
国民年金の任意加入制度



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■納付済期間が満たない場合に
任意加入で受取額を増やせます

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

保険料の納め忘れなどにより納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、受取額を満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金の受給資格期間は、保険料の納付済期間や免除期間などが原則として10年以上（平成29年8月1日に25年から10年に短縮されました）必要となりますが、この要件を満たしていな

い場合は、65歳になるまで任意加入することができません。

保険料の納付方法は、原則として口座振替となります。

■海外在住の場合も加入できます

海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができません。保険料の納付方法は、国内にいる親族などの協力者がご本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から引き落とす方法があります。

■対象となる方と申請方法

対象となる方は、次のとおりです。

- ・年金額を増やしたい方は、65歳になる前の月まで
- ・受給資格期間を満たしていない方は、65歳になる前の月まで
- ・外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人

年金手帳または基礎年金番号が分かるもの、通帳、認印、金融機関届出印を準備の上、町住民生活課または熊本東年金事務所にお申し出ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096-367-2503

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）

空き家・空き店舗利活用

■空き家・空き店舗・空き地
（宅地）を登録しませんか

町では、「空き家および空き地（宅地）をお持ちの皆さん」と、「移住などを希望する皆さん」の橋渡しを行うため、「甲佐町空き家バンク」を設置しました。

■空き家バンクの利用

物件の登録から契約までは、次のような流れになります。

- ①登録申請
登録は、町地域振興課に申請してください。
- ②申請に必要な書類
・「空き家バンク登録申込書」
・「空き家バンク登録カード」
・「位置図・間取り図」
・「土地および建物の写真」

空き家バンクにか
きまかせ
登録



詳しくは町地域振興課にお問い合わせください

- ・「不動産登記事項証明書（全部事項証明）」

②現地調査

物件の現地調査をします。所有者などの同行をお願いします。

※調査は町職員と（一社）熊本県宅地建物取引業協会の会員が行います。

③登録

調査の結果をふまえ、空き家バンクに登録します。

※登録物件情報は、町公式ウェブサイトで公開します。

④紹介・案内

登録された物件の見学希望者の案内などの対応をお願いします。

※町職員が日程調整を行います。

⑤契約

契約は、当事者間または宅建協会会員を通して締結します。

※宅建協会会員を通して契約を行う場合は、仲介手数料が発生します。

※契約は、当事者間で締結するかまたは宅建協会会員を通して締結するかを選択します（宅建協会会員を通して契約ができない場合があります）。

※物件の売買・賃貸借の交渉および契約については、町は関与しません。

町地域振興課 ☎096-234-1154（内線234）